

独立行政法人評価有識者会議

第11回農林水産消費安全技術センター一部会

農林水産省消費・安全局総務課

第11回農林水産消費安全技術センター一部会

日時：令和7年7月16日（水）

会場：農林水産省第2特別会議室

時間：13：32～16：06

議事次第

1. 開会

2. 議事

(1) 令和6年度業務実績の評価について

(2) 令和2年度～令和6年度の業務運営効率化に関する評価について

(3) その他

3. 閉会

午後1時32分 開会

○高畠総務課課長補佐 ただいまから農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター一部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、本日有識者会議に御出席いただきまして、ありがとうございました。本日の司会進行を務めさせていただきます消費・安全局総務課調整班の高畠でございます。今日はどうぞよろしくお願ひいたします。

さて、本日の会議ですけれども、委員6名のうち5名の方が御来省されまして、1名の方がウェブで参加する予定になっております。

また、今年度は任期満了に伴いまして委員の改選がございました。熊谷委員、長田委員、鈴木委員、小西委員が退任されまして、新たに4名の委員の先生が御就任いただきまして、残る2名の先生は引き続き委員をお務めいただく予定になっております。

簡単ではございますが、本日の御参加の委員の皆様を五十音順に御紹介させていただきます。

まず、池田みづき公認会計士・税理士事務所所長の池田みづき委員でございます。

○池田委員 よろしくお願ひいたします。

○高畠総務課課長補佐 続きまして、東京海洋大学学術研究院食品生産科学部門准教授の小川美香子委員でございます。

○小川委員 よろしくお願ひいたします。

○高畠総務課課長補佐 続きまして、法政大学経営学部教授の木村純子委員でございます。

○木村委員 木村です。よろしくお願ひいたします。

○高畠総務課課長補佐 続きまして、今、ちょっと接続が切れている状況ですけれども、東京農工大学大学院生物システム応用科学府教授の豊田剛己委員がウェブ参加する予定になっております。

続きまして、東北大学大学院農学研究科教授の西田瑞彦委員でございます。

○西田委員 西田です。よろしくお願ひします。

○高畠総務課課長補佐 最後に、九州大学大学院農学研究院生命機能科学部門食料化学工学講座教授の松井利郎委員でございます。

○松井委員 松井です。よろしくお願ひいたします。

○高畠総務課課長補佐 それでは、本日の配布資料について御案内いたします。

本日の資料は、当会議室にお越しの皆様には、手元にタブレットを用意しておりますの

で、そちらを御覧いただきまして、オンラインの先生につきましては、それぞれ事前に送付したものを御覧いただく予定になっております。

資料につきましては、まず議事次第のファイル、こちらの中には議事次第と配布資料一覧、あと、委員名簿、配席図が入っております。

続いて、評価書案といたしまして、資料1、資料2、さらに参考資料としまして、参考1から参考12を準備いたしております。

また、当日配布資料としまして机の上には配布させていただいているのですけれども、参考5の決算報告書のポイントをまとめたものを一つと、当日配布資料2としまして、委員の皆様から事前に頂いた御意見を取りまとめたものを机上の方に配布させていただいております。

資料につきましては、これから御覧いただきながら、不足等がございましたら、隨時お申し出いただければと思います。

資料についてはよろしいでしょうか。

それでは、議事に入ります前に、消費・安全局総務課長の望月から一言御挨拶を申し上げます。よろしくお願ひします。

○望月総務課長　ただいま御紹介にあずかりました消費・安全局総務課の望月でございます。よろしくお願ひいたします。

第11回農林水産消費安全技術センター部会の開催に当たりまして、一言御挨拶をさせていただきます。

まず初めに、委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、本日本会議に御参集いただきまして、大変ありがとうございます。また、皆様方には、日頃より食品安全行政の推進に当たって、格別の御理解と御協力を頂いていることに対しまして、この場を借りて御礼を申し上げたいと思っております。

先ほど高畠から御紹介申し上げましたとおり、この4月に委員の改選がございまして、4名の委員の方には新たに御就任いただき、2名の方が御留任いただいたということで、6名の委員の方々に御議論いただくということで考えております。

本日は、FAMICの令和6年度の実績評価、そして令和2年度から令和6年度の5年間の業務運営効率化に関する実績評価というものについて、先生方の御意見を頂ければと思っております。頂いた御意見につきましては、今後のFAMICの効率的な運営にしっかりと生かしていくことを思っておりますので、是非先生方の専門的知見からの忌憚のな

い御意見を頂ければ大変有り難いと思っております。

本日、長丁場の会議になりますので、是非よろしくお願ひしたいと思っております。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

ウェブで参加する予定になっていました豊田先生がアクセスされております。豊田先生、聞こえていますでしょうか。

○豊田委員 はい、聞こえております。すみません、途中切れてしまいましたけれども。

○高畠総務課課長補佐 改めて豊田先生を紹介させていただきます。東京農工大学大学院生物システム応用科学府教授の豊田剛己委員でございます。

○豊田委員 豊田です。遠方からすみません。失礼いたします。

○高畠総務課課長補佐 続きまして、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの木内理事長から御挨拶をお願いいたします。

○木内理事長 いつもFAMICを御理解、御支援いただきまして、感謝申し上げます。それから、今回の評価委員会に当たっては、膨大な資料を読み込みいただいて、御意見、御質問など頂きまして、改めて感謝申し上げます。

今日は、昨年度の私どもの業務について報告申し上げ、御評価を頂くのですけれども、私どもの昨年度の活動の一部を御紹介させていただきたいと思います。

御存じのとおり、私どもFAMICは、分析とか農薬などの審査での技術力、立入検査といった現場対応力を組織力の要としております。これらの能力を最大限生かして、その向上を図るということで、大学などとの連携、それから国際的な取組というのを昨年度は進めました。具体的には、東北大学発のスタートアップ企業や農研機構などとの共同研究を拡大いたしました。また、ISO、国際標準化機構ですけれども、この食品専門技術委員会での議決権を新たに獲得しまして、日本発の規格の国際規格化に向けた影響力を高めたところであります。

技術協力の面では、カンボジアに続いて、ベトナムの政府の研究機関への技術協力や研修生の受け入れを行うなど、特に東南アジア各国との関係を拡大しております。このほか、財務省からは財務体質強化の一環として、人件費の削減や自己収入の増加を求められておりまして、FAMIC内でいろいろ議論を重ねて着実に取り組んでおります。

業務の実績を個別に見ますと、個人情報保護に関する項目でメールの誤送信によってC評価となったところもございます。一方で、牛肉骨粉の迅速な検査によって飼料の流通を円滑に再開したほか、事業者の要望に応じて肥料の試験方法の開発や農薬のGLP講習会

を新たに行うなど、S評価やA評価を自己評価として付けたものもございます。総評しますと、ほとんどの項目で目標を達成したと考えまして、自己評価はBといたしました。御審議を頂きたいと思います。

あわせて、業務運営に係る幅広い視点から御示唆を頂ければと思います、本日はよろしくお願ひいたします。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の議題は、議事次第にありますとおり、「令和6年度業務実績の評価について」と「令和2年度～令和6年度の業務運営の効率化に関する評価について」、この2議題がございます。まず、そのうち「令和6年度の業務実績の評価について」から進めたいと思います。

進め方といたしましては、まずFAMICから令和6年度の業務実績と自己評価を御説明いただきまして、その次に農林水産省から評価案を御説明いたします。その後、委員から事前に頂いた御意見、御質問等にお答えする形で進めていきたいと思っております。

それでは、年度目標第1の「国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」から順に御説明したいと思いますので、この部分は資料1の評価書案では5ページから69ページの部分になります。

それでは、FAMICの企画調整部長から業務実績及び自己評価について御説明をお願いしたいと思います。

なお、この部分につきましては、昨年度に引き続きまして、特筆事項であるとか標準のB評価以外の部分について、要点をまとめて御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。農林水産消費安全技術センター、FAMICの企画調整部長、田熊と申します。よろしくお願い申し上げます。

それでは、御説明の6年度評価につきまして、まずお話しする全体構成を御説明したいと思いますので、恐縮ですが、参考11というのがございまして、相当右の方にありますけれども、少し御覧いただくことはできるでしょうか。

この中で、表紙をめくって、その次の頁の表ですが、左側が評価項目、各業務の項目ということになってございます。それぞれ重要度、困難度が設けられているものがありまして、その次に私どもの自己評価、大臣評価があります。このページでは全部Bということ

になっておりますが、次の2ページ目に進んでいただきますと、黄色でマークしたものが出てまいります。ここはB以外のAあるいはS、それからCの項目について黄色でハイライトにしております。

このページの最初のところでは、農薬関係の業務ということでスタートしておりますけれども、最初、左側の24という欄で一番上の欄を御覧いただきますと、右の方にポンチ絵と書いてあります。これらはポンチ絵で整理をしているという意味になってございます。評価書のページでは左の欄にございますけれども、このページでは28の列だけ一つ特殊になっておりますので、御覧いただきますと、28番の農薬の登録審査につきましては、重要度、困難度がそれぞれ「高」ということになっておりまして、Aということですけれども、この部分だけ評価書の18ページで御説明いたします。そのほかはポンチ絵で御説明いたしますので、そのような形で私どもの自己評価の御説明をお聞き賜ればと存じます。

それでは、最初に、資料1、評価書の本体の方を御覧いただきたいと思います。18ページでございます。農薬の登録審査業務について、真ん中ほどの欄に自己評価ということになっております。この中で片仮名のアというところになりますけれども、この項目については、困難度が「高」ということで設定されておりますので、達成しますと自動的にAという形での評価になってございます。アのところにございますけれども、それぞれ審査指示に対して6年度内に729件を報告ということになっておりますが、それぞれ詳細には細かくは申し上げませんけれども、期限内に登録申請について処理を進めたということで、この項目については達成度、処理率につきまして、標準処理期間内での処理ということでは100%と目標を達成、かつ困難度が「高」ということでAとさせていただいております。先に農薬の方をこの資料で1か所だけ出でてきますので、御説明をさせていただきました。

そのほかは、それぞれ要約をポンチ絵にまとめておりますので、こちらの方は参考12ということになります。御覧いただきたいと思います。自己評価のプロセス評価等を行った業務ということで、少しそれぞれの小項目について分かりやすく整理させていただいているものでございます。これをページの順に追いまして御説明させていただきます。

まず開いて、最初の部分になりますけれども、1番として肥料関係業務の調査研究業務というところになります。ここについては、苛酷試験法というのが少し分かりにくいかと思いますので、簡単に御説明いたしますと、肥料原料、それから製造方法、保管条件、こういったものによって肥料が影響を受けて成分量が低下するといったような問題がありまして、肥料の事業者においては、そういった苛酷な条件下で水溶性成分が低下するか、こ

れを測定したいということで前々から要望があったという部分でございます。この資料の説明に入りますと、そういういた苛酷試験法について、前処理方法が定められていないということで、2024年、令和6年ですけれども、肥料等試験法に収載いたしましたが、この普及に向けて周知が必要だというのが「背景・課題」でございます。

「取組の内容」としては、これについて分かりやすく解説した動画を作成して、ユーチューブで公開したということでございます。情報収集につきましては、動画を視聴していただいた中から要望を頂きながら、試験条件を整理していった形でございます。

「成果・効果」のところですけれども、肥料協議会で幅広く事業者に周知ということで112社、ユーチューブについても、それらの会社が全て見られた格好になっておりますが、140回、こうした苛酷試験法について普及するということで、流通肥料の品質確保に貢献していたと考えてございます。

また、この試験法についての改良点、追加すべき試験条件について、2025年、今年ですけれども、新しく肥料等試験法に反映予定ということでございます。

続きまして、2番目でございます。ここからは農薬です。農薬の再評価の審査業務ということでございますけれども、特に再評価についてはミツバチへの評価充実で新しく入った部分ですけれども、この円滑化に貢献したという内容でございます。

「背景・課題」のところですけれども、ミツバチへの影響評価ということで、この充実のために2021年度から再評価が実施されておりますが、その中では国際的にも課題となっていますネオニコチノイド系の農薬の影響ということで、特にここではイミダクロプリドの影響の評価を2023年2月に開始いたしました。

こうした中で、「取組の内容」ですけれども、かなり膨大なデータとなっておりますので、その中でミツバチが訪花しない作物について整理をするというのが一つと、それから、数百にも及ぶ使用方法、組合せ、作物とかそういったもので様々なのですが、これについて、ミツバチへの暴露量を精緻に計算したということでございます。こうした内容を詳細に評価書に記載していったということでございます。

「成果・効果」のところですけれども、審議会で科学的に審査を頂いたところで、100ページを超える評価書として公開したということでございます。この評価書では、そのほかのネオニコチノイド系への参考になる情報でありますし、その他ミツバチ影響についての評価にも解明に寄与するということで、こうしたミツバチの影響評価の円滑化に貢献したものと考えてございます。ここについては、再評価の自体の進みというのはこれから

らになりますので、評価としては「一」とさせていただいておりますが、そうした形で努力をさせていただいたということでございます。

3番目でございます。「農薬の登録審査に附帯する業務」ということで、まずベトナム国では、農業資材の品質、それから食品の安全といった分野で管理を強めたいということが課題でありました。そのことから、認証検査機関のRETAQが設立されまして、能力強化のための支援というのが日本に要請されたということでございます。特に同国で重要品目である茶の残留農薬分析について、技術移転が望まれましたので、こここの部分についてFAMICの農薬部門が対応したということでございます。

取組は大きく二つありますて、受入研修と短期専門家派遣でございますけれども、特に短期専門家派遣では、現地で使われました方法、何文字かで書いてありますけれども、この方法も新たな試験方法の開発として、FAMIC法とも融合させてできたということと、この方法自体もFAMICとしても非常に参考になったというところでございます。RETAQにおいては、これをてこにISO17025ということで登録を予定している状況でございます。

「成果・効果」のところでございます。RETAQの今後としても、こうした統制されたSOPの整備ができていますし、RETAQが主体となってリスク管理体制がベトナム国としてできていくということで、ベトナム国としても食品の安全性の向上、農産物の輸出拡大が望まれております中で、農薬行政の国際調和に貢献したということと、FAMICにおいても残留農薬分析技術の向上、人材の育成ということで、国際協力を通じてこうした効果も上がったと考えてございます。

続いて、4番でございます。農薬GLPの講習会です。農薬GLPにつきましては、農薬の試験施設からGLPの基準、それから不適切な逸脱事項、こうした内容について講習をしてほしいという要望がありまして、これに応える取組内容でございます。

真ん中の欄ですけれども、農薬GLPの講習会の開催準備ということで、肥飼料安全検査部の既存の講習会のスキームを活用し、実績を参照しながら規程を整えたということと、関係団体と意見交換を実施して開催時期等を定めたということでございます。また、現場のニーズを反映した講義内容とさせていただきまして、矢印の下の方ですが、より多くのGLP試験施設の職員が受講できるように、受講単位を組織としたということと、来場及びオンラインもできる形にしたこと、それから、最後のところですけれども、録画映像ということでDVDについても販売させていただいたということでございます。

「成果・効果」ですけれども、53組織が参加されておりますが、G L Pの適合施設が48ということですので、非常に多くの参加が得られたということでございます。このことでG L Pについての特定試験成績の信頼性の確保に貢献していったことで、自己収入についても330万円ほど上がっている状況でございます。

続きまして、5番でございます。農薬の最後になりますけれども、「講習会を通じた残留農薬分析技術の普及」でございます。

「背景・課題」ですけれども、これについては、都道府県等の農薬の分析技術の縮小ということがありまして、そういういた人員的なもの、技術的なものを高めたいということがありまして、国の講習会等に期待感が寄せられていた状況でございました。

「取組の内容」としましては、今までの主催講習の取組がありましたので、そういうスキームを活用しながら残留農薬分析の講習会を実施したということで、2通りやっております。一つ目が基礎研修ということで、座学1日間でやっております。それから、二つ目が分析技術研修ということで、実地に分析をしていただきながら、1対1の丁寧な対応でこれを行ったということでございます。

「成果・効果」の欄ですけれども、受講者から高い満足度が得られたということで、是非続けてほしいと希望を頂いております。F A M I Cの分析技術を都道府県の担当者あるいは事業者に提供して、農業資材の安全確保に寄与したということで、農薬の適正使用指導あるいは違反事例の減少について期待をしているところで、これについても自己収入が上がっているということでございます。

ここまでが農薬でございます。

6番でございます。家畜の飼料分野で、最初に大臣確認検査でございます。これは先ほど木内理事長からの挨拶にもありましたけれども、S評価ということで自己評価をさせていただいている部分でございます。

「背景・課題」といたしましては、B S Eが発生した後、飼料規制が行われておりました。牛肉骨粉について豚鶏用飼料に利用が再開できることになったことで、円滑な流通再開のために需要側・供給側の申請が寄せられましたので、それらの多数の同時処理が必要になったということでございます。レンダリング工場あるいは配合飼料工場において、それぞれ大臣確認が必要になったということでございます。

「取組の内容」でございます。これまでの業務に上乗せになる形になりますので、計画検査、それから、今の大臣確認検査について同時に実施するといったところとか、G M P

に適合しているかの検査結果を利用するということで検査の合理化を図ったということでございます。それから、事務の効率化、業務量分散などを経まして、予算、それから業務量の逼迫を招かないように迅速に進めさせていただいたということでございます。

成果としては、10月の省令改正後、30業務日、大体1ヶ月ですけれども、14のレンダリング工場と63の配合飼料工場についての手続を実施したということでございます。その後も対応させていただきまして、年度内に87件の手続を実施しております。実際に令和7年1月より飼料用の牛肉骨粉の流通が再開されております。安全な国産たんぱく質資源の普及、それから焼却処分に係る国費の削減といったところが効果として考えてございます。

続きまして、7番でございます。同じく飼料の国際関係業務でございます。WOAHというのは国際獣疫事務局という国際機関なのですけれども、そのコラボレーティング・センターにFAMICはなってございます。年間活動計画の中では、技術研修の開催、それからラボネットワークの参加各国の調査結果の情報発信について、実際、諸外国からの要請が急増したということで、技術支援・見学の対応というのが通年よりもかなり多い状況がありました。通常業務を遂行しつつ、こうした多くの国際関係業務に対応することが必要になったということでございます。

「取組の内容」でございますが、準備作業について、テーマが共通である2件の研修内容を連動させるとか、既存の動画、資料の有効活用を図りながら、これを効率化、合理化したということでございます。また、開催時期については業務繁忙期を避けるなどして、負担を軽くしたということでございます。

「成果・効果」といたしましては、諸外国からの要請に全て対応できたということと、参加者からも高評価が得られたということでございまして、ひいては国際獣疫事務局のコラボレーティング・センターとして、アジア太平洋地域各国との連携強化、それから、コラボレーティング・センターとしての存在感をアピールし、世界における飼料の安全確保に貢献したという内容でございます。A評価ということにさせていただいております。

8番ですけれども、「調査研究業務」ということで、これも飼料でございますけれども、「背景・課題」の欄でございます。分析法の開発というところで、飼料関係の分析について、知識・技術のアップデートが必要ということと、立入検査、分析と並行しながら調査研究を実施する必要があったということでございますけれども、なかなか新しい調査研究をするに当たって試験人員が不足しているということでございました。令和4年度にはFAMIC全体としても研究資金を獲得して研究開発に参画できる体制というのを整備した

のですけれども、なかなか共同研究、コンソーシアム参画を伴うものは実績がなかったということで、下のところになりますけれども、外部機関との関係構築の中では、依頼分析に協力したり、あるいは農研機構に職員が駐在したりというような活動を通じまして関係を構築していったということと、あと、共同研究の申出に積極的に対応していったということで、研究を分担しながら共同でやっていく体制が出来上がってきたということでございます。

「成果・効果」といたしましては、FAMICとして初めてコンソーシアム参画を伴う共同研究、農研機構が主体ということでの食用昆虫事業ですけれども、これについて締結したということと、令和7年度は新たに別の1件の共同研究の実施が年度内に決定したというところでございます。

こうした共同研究、調査研究の推進で食用昆虫関係の知識・技術の向上、それから研究ネットワークの拡充、また、研究資金の獲得といったところができたということでございます。A評価ということで自己評価をした次第でございます。

9番でございます。「食品表示法に基づく立入検査等業務」ということでございます。この中では、今までに食品表示法に基づく検査としては、農政局、FAMIC合同でやつておりますけれども、この中では、実は帳簿とか製造記録といった検証による疑義解明が困難な場面もありますが、こうしたところでFAMICが保有する科学的技術というところを生かしていくことが求められております。

こうした背景の中で、「取組の内容」でございます。分析に関連する知見の習得としては、外観からの魚種等の推定方法といったところも学んでおります。また、検査マニュアルを用いて外観検査なども実践していたということがあります。これについて立入検査へ活用したということで、実はこの案件については、イクラの魚種についての疑義の社会的検証がなかなか困難でした。現場で国産のサバ加工品があったのですが、その写真に日本には生息していないサバということでFAMICの検査員がこれを見つけたということであります。そこで機動的にこれを買い上げて分析をしたことで、科学的分析によつても疑義が確認できたということでございます。こうした確たる証拠といいますか、技術を使ったところでの結果が出ましたので、「成果・効果」の欄ですけれども、全容解説が通常の半分のスピードで解決したということで、併せて4商品の食品表示違反を確認して、農林水産省が指示、公表したということで、立入検査の能力の向上、食品表示の適正化に貢献したと考えております。

10番でございます。調査研究業務ということで、同じく食品表示監視業務でございます。背景ですけれども、かなり日進月歩で技術が進んでおりますので、先端技術について習得していくということが課題となっていました。また、自己収入の確保も必要でしたので、FAMICの課題としてはそういったところですが、企業側としても、分析法の実用化とか妥当性確認のための複数の試験室、こういったところが求められていたというところでございます。

「取組の内容」ですけれども、大学発のスタートアップ企業と契約いたしまして、FAMICが有する複数の試験室、力量を持つ人員と分析法開発のノウハウ、企業側としては先端技術に関する治験、この二つが合わさりまして、共同試験という形で、企業とFAMICの3センターが共同試験を行ったということでございます。

「成果・効果」の欄ですけれども、社会への貢献としては、新たな分析法の実用化に貢献したということで、特に項目は書いてありませんけれども、シイタケの菌糸について簡易DNAの判定キットで判定できるという成果につながったということでございます。これについて、FAMICへの効果としても、技術力の向上、それから分析法開発、自己収入の確保という形で効果として考えてございます。A評価とさせていただいたところでございます。

続いて、11でございます。「JASの制定等に係る業務」ということで、有機JASについて、各国、有機人気が高まっているのですが、特にEUにおいても有機の食品が人気になっているということで、こういったところへの輸出を目指した動きでございます。

一方で、「しかし・・・」のところにありますように、EUとの有機同等性としては、有機農産物、有機農産物加工品に限定されておりましたので、有機の原材料が日本あるいは日本の有機同等国のものでなければEUで認められないということがございました。そのことから、有機食品の輸出拡大において、EUとの間で有機同等性が対象拡大となれば、原料原産地の制限の撤廃ということにもなりますし、輸出の促進につながるという背景がございました。

「成果・効果」の欄ですけれども、FAMICとしましては、EUの有機制度、それから有機JAS制度の相違点の調査とか、それからEUの審査に対する対応、農水省が行われる二国間の協議といったサポートをさせていただきまして、その結果、対象範囲が拡大し、EUとの有機畜産物、畜産物を含む有機加工食品が輸出可能になったということでございます。有機加工食品の原料原産地の制限撤廃というのが実現したということでござい

まして、これが実際には7年5月に発効しました。A評価という自己評価をさせていただいております。

12番でございます。「日本農林規格に関する業務」、国際規格ということでございます。これも理事長の挨拶の中で登場いたしましたけれども、重要な案件でございます。

「背景・課題」のところですけれども、輸出拡大という中では、牛肉、豚肉と並んで水産物、ブリ、タイなどが重要品目の一つになってございました。一方で、日本特有の活け締めという技術については、魚体に傷ができますので、各国からは正当に評価されていないという状況がございました。そのため、鮮度保持技術を科学的に示せるものとして、魚の鮮度、K値というのがございますけれども、この試験方法について国際標準化を図っていこうということで検討を進めるということでございます。

「取組の内容」でございますが、この分野について、TC34/SC6というのは、食品及び、SCについては肉、魚などの対象の国内審議団体ですけれども、これについて引受けをしたということで、18年ぶりに引き受けております。参加地位としましても、正式な参加国の位置づけとしてのPメンバーに変更したということでございます。

K値の試験方法については、ISO提案について承認を得た後、規格案を研究機関等と協力しまして作成したということでございます。この間、参加各国に対しては、K値についてプレゼンテーションしまして、海外の専門家との信頼関係も築いていったということですございます。

「成果・効果」のところでは、国際標準化の国内体制を構築したというのが1点ですが、続きまして、令和7年6月に開催予定、これはパリで開催されまして、その結果、近日中にK値の試験方法について、ISOの新規作業に提案という新規提案が決まりましたので、実際にこれが進んでいくということが期待されております。この動きによりまして、日本の農林水産物・食品の輸出拡大への貢献が期待されるということでございます。

続いて、13番でございます。少し毛色が変わりますけれども、情報提供業務ということで、生産資材、食品、JASなどの情報提供になってございます。

「背景・課題」といたしましては、これまでホームページ、広報誌などで情報発信をしてきたのですけれども、事業者だけではなくて、学生、消費者にもFAMICの取組を知っていただきたいということで、「取組の内容」の欄になりますけれども、本部、地域センターからSNSメンバーを増員いたしております。15名から6年度23名、実は7年は32名ということで増やしていますけれども、そういった形でXによる情報発信を新たに6年

度から開始いたしております。また、イベントでは、FAMICカード、JASカードということで、カード自体はきれいなものを作りまして、裏にQRコードを付けており、それを開くとユーチューブが開いていくという内容で、イベントで来場者に配布したということでございます。

「成果・効果」の欄ですけれども、Xによりまして各種セミナー、採用情報などについても閲覧数が増加したということで、学生の認知度が向上いたしております。学生など、これまでと異なる年齢層への消費者等に対して、食の安全に関する情報、FAMICの役割、魅力について広く周知をさせていただいたということでございます。

1の国民に対して提供するサービスについての自己評価ということですけれども、特にB評価以外のものについて取り出して御説明をさせていただきました。

以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 御説明ありがとうございました。

続きまして、私の方からFAMICの自己評価を踏まえまして、各業務の中項目の評価につきまして、農林水産省の評価案を御説明いたしたいと思います。

資料につきましては、資料1の評価書案の方にはFAMICの自己評価に対応しまして、一つ一つ理由等も記載しまして、農林水産省の評価を記載させていただいているところですけれども、これを一覧表にしたもののが参考11の評価案一覧でございます。この評価案一覧を見ながら御説明させていただきたいと思います。

まず「肥料及び土壤改良資材関係の業務」でございます。この一覧表では、表の一番左の列、こちらの方が通し番号になっております。肥料関係の業務につきましては、通し番号の4から24番が該当しまして、参考までに資料1の評価書案では6ページから14ページ、先ほどのポンチ絵の方では一つ目が該当いたします。この業務につきましては、FAMICの小項目の自己評価では、A評価が1項目、B評価が6項目ありました。Aと評価されました24番の調査研究におきましては、試験方法の普及による流通肥料の品質確保などの施策へ貢献していることもありますので、これは法人の相応の努力の結果と我々は理解しておりますので、主務大臣評価といたしましてもA評価と考えているところなのですけれども、中項目の評価につきましては、小項目の積み上げが基本になっておりますので、参考11の通し番号4番のとおり、この中項目の評価につきましてはBとさせていただいております。

続きまして、「農薬関係業務」でございます。この一覧表の通し番号の25番から45番に

なりまして、評価書案では15ページから24ページ、ポンチ絵の方では2番から5番、こちらが該当いたします。

FAMICの自己評価の小項目の評価におきましては、Aが4項目、Bが5項目ございました。Aと評価されました37番の国際協力による施策の貢献であるとか、42番の農薬の試験成績の信頼性の確保への貢献につきましては、法人の相応の努力の結果と我々も理解しておりますので、主務大臣評価としましても、これら4項目につきましてはAと評価すべきものと考えております。

また、31番の農薬の再評価業務、こちらにつきましては、農林水産省への報告実績がないことから、小項目の評価は「評価せず」としておりますけれども、私どもといたしましても、ポンチ絵の2番にありますとおり、再評価におけるミツバチ影響評価の円滑化につきましては、すごく貢献していただいていると評価させていただいております。この農薬に関する中項目の主務大臣評価につきましては、小項目の評価を積み上げた結果を踏まえまして、通し番号の25番にありますとおり、Aとさせていただいております。

続きまして、「飼料及び飼料添加物の業務」でございます。こちらの方は通し番号46番から68番でございまして、評価書案では25ページから38ページ、ポンチ絵では三つ該当しまして、6番から8番となります。

FAMICの小項目の自己評価では、Sが1項目あります、Aが2項目、Bが6項目ありました。Sと評価されました51番につきましては、牛肉骨粉の円滑な利用再開への貢献であるとか、Aと評価されました67番の諸外国からの要請への適切な対応、こちらの貢献につきましても法人の創意工夫であるとか努力の結果と理解しておりますので、主務大臣評価としても、この3項目につきましてはSまたはAと評価すべきものと考えております。この中項目の主務大臣評価につきましても、通し番号46番にあるとおり、Aと評価させていただいております。

続きまして、「食品表示の監視に関する業務」でございます。こちらの方は通し番号の70番から77番が該当しまして、評価書の方では39ページから44ページ、ポンチ絵の方では二つ該当しまして、9番と10番となります。FAMICの小項目の評価では、Aが2項目、Bが3項目ございました。Aと評価されました73番のFAMICの科学的な知見・技術を活用した食品表示適正化への貢献であるとか、77番の新たな分析法開発への貢献であるとか、技術向上への取組、こちらにつきましても、法人の相応の努力と理解しておりますので、こちらについても主務大臣評価としてはAと評価すべきものと考えております。こ

の中項目の評価につきましても、通し番号70番にありますとおり、Aと評価しております。

続きまして、JASあるいは農林水産物、食品の輸出促進に関する業務につきましては、通し番号78番から99番に該当いたします。こちらの方のFAMICの小項目の自己評価は、Aが2項目、Bが8項目ございました。Aと評価されました81番のEUとの有機同等性の対象範囲の拡大であるとか、90番の重点品目の国際標準化に向けた体制整備による輸出力強化への貢献、こちらについても法人の相応の努力の結果と理解しておりますので、こちらについてはA評価とさせていただきたいと思っておりますが、この部分の中項目の評価につきましては、小項目の積み上げが基本となりますので、通し番号78番にありますとおり、この部分はBとさせていただいているところです。

続きまして、「食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務」でございます。こちらの方は通し番号の100番から105番が該当しまして、評価書の方では57ページから61ページになります。この部分の業務につきましては、創意工夫であるとか努力の成果が顕著な業務実績とまでは評価できなかったところなのですけれども、FAMICとしてはやるべきことを確実にやられておりまして、FAMICの自己評価としましても、小項目は全てBと評価されておりまして、私どもの方といたしましても、この自己評価は妥当と考えておりますので、この部分の中項目の主務大臣評価につきましては、通し番号100番にありますとおり、Bと評価させていただいているところです。

最後に、「その他の業務」につきましては、この部分は通し番号106番から117番に該当するところなのですけれども、評価書案では62ページから69ページが該当しまして、ポンチ絵では一つだけ13番が該当いたします。FAMICの小項目の自己評価はAが1項目、Bが6項目ございました。Aと評価されました109番は情報提供活動なのですけれども、この部分では新たな広報活動によってFAMICの認知度向上に貢献したことは、相応の努力と我々は理解しておりますので、この部分はAと評価すべきものと考えておりますけれども、中項目の主務大臣評価につきましては、小項目の積み上げが基本になりますので、通し番号の106番にありますとおり、Bと評価させていただいているところでございます。

農林水産省の評価案は、以上でございます。

それから、冒頭に質疑の進め方として御案内させていただきましたとおり、これからは事前に委員の皆様から頂いた質問等にお答えしたいと思っております。本日配布させていただきました当日配布資料の2番目の方の資料を御覧いただきながら、先ほど説明しました中項目の評価ごとにまとめながら進めていきたいと思います。

それでは、まず最初の複数の業務に関連した立入検査に関する御質問が1点ございましたので、こちらにつきまして、FAMICの方からまず御回答いただければと思います。お願いします。

○田熊企画調整部長 再び企画調整部の田熊です。御説明申し上げます。

特に委員の皆様からの事前の御質問、御意見あるいは激励も含めて頂いておりますので、感謝をまず申し上げたいと存じます。

最初の立入検査の部分でございますけれども、報告期限の設定につきましては、実は法令に基づく業務については、行政手続法により報告期限の設定の努力義務が課されております。これに基づきまして、FAMICについては、農林水産省から目標として年度目標において報告期限が定められ、計画でもそういった形で整理をさせていただいております。

立入検査の結果報告期限につきましては、各検査の目的に応じた検証内容が求められまして、これに応じた各業務量から積算して報告期限が定められていると私どもは理解しております。

例えば肥料につきましては、報告期限36業務日とさせていただいているが、これについては、検査報告書の作成、分析の検査、それから農林水産大臣への報告ということで、併せてここの中には決裁などもありますけれども、こうした期間として設定されているところでございます。

また、一方で、肥料を例に申し上げましたけれども、報告期限のある、なしということにかかわらず、全ての業務について進行状況を把握いたしまして、農林水産省と調整を図りながら、適正かつできる限り早くということで報告を行うことを前提として業務に取り組んでございます。

私からの説明は以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、この件に関しまして、御意見、御質問等があれば、お願いいいたします。

豊田委員におかれましては、アプリの拳手であるとかマイクで御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

松井先生、お願いします。

○松井委員 松井ですけれども、ありがとうございます。

日数について、多分私が質問させていただいた件かなと思って拝聴していたのですが、

結局、御質問したかったのは、それぞれ検査項目によって日数が違っていましたのが気になったということで、それが現場にとって負担になっているというか、最低の日数なのかどうなのかなといったところがぎりぎりの線なのか、多少なりとも余裕を持った形での完了日数なのか、その辺、いかがですか。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

その意味では、全て今回100%達成しておりますので、若干そういった余裕を持った数字かなというふうに思いますが、昨年度、実は1件期限を守れなかつた件がありまして、これは期限の起算日の間違いとかいうことでございましたので、そういう意味では全て守れる形で行うことができているかと存じます。

○高畠総務課課長補佐 先生、よろしいでしょうか。

ほかにこの案件に関しまして御意見等ございますでしょうか。

それでは、次に、「肥料及び土壤改良資材関係業務」につきまして、事前に頂いた質問、②から④番に該当いたしますけれども、こちらにつきまして、FAMICの方から御回答をお願いいたしたいと思います。

○田熊企画調整部長 まず②番として松井委員の方から頂いておりますが、肥料法の違反関係の疑義情報というところでの対応状況ということでございます。

肥料法に関する疑義情報ですけれども、農業関係者あるいは消費者等から電話、書面、メールということで頂くわけですが、その相手先としては、私どもFAMICのほか、農林水産省、農政局、都道府県ということでそれぞれ情報提供がありまして、関係機関と情報を共有して対応に当たっていくということでございます。

疑義情報については、秘密保持の関係上、ちょっと申し上げられないということを御理解いただきたいと存じます。

農業関係者が疑義情報を情報提供していただきやすいように、FAMICのホームページにおいて問合せ窓口を設置しているということと、立入検査時などでもそういった情報があれば、それを聞かせていただくということで、疑義情報の収集に努めてございます。

それから、続いて③番、放射性セシウムのところでございます。これについては、有無とありますけれども、FAMICが立入検査において、汚泥肥料の製造事業者が自主的に放射性セシウムを測定しているケースがあれば、その有無を確認しているということがまず1点と、それから、FAMICが放射性セシウムを含むおそれがある汚泥肥料、これは東北5県とかいわゆるといったエリアになりますけれども、こうしたところから収集し

た場合については測定を行って、農林水産省に報告ということで測定を行ってございます。

それから、調査研究業務といたしまして、松井委員からの御質問としての土壤肥料学会誌についてですけれども、これは令和7年4月というのが正に正しいですので、加筆をさせていただきたいと存じます。

それから、調査研究業務についての二つ目の御意見ということで、これはユーチューブを活用した苛酷試験法ということでございますけれども、貴重な御意見を頂いておりまして、ありがとうございます。

肥料等試験方法の改良については、こうした情報交換あるいは要望をお聞きする中で、適切に実施できるように努めてまいりたいと思います。

西田委員からの御意見について、以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございます。

それでは、事前質問以外にも肥料関係であるとか土壤改良資材関係について御意見等がございましたら、お願いいいたします。また、今の回答につきましても、再質問等がございましたら、お願いいいたします。

よろしいでしょうか。

では、続きまして、農薬関係業務につきまして、事前に頂いた御質問等につきまして、FAMICの方から御回答をお願いいたします。

○田熊企画調整部長 農薬関係業務⑤番ということで松井委員から頂いている御質問でございます。これについては、正におっしゃっていただいているとおり、一斉前処理法でございますので、これに修正させていただきたいと存じます。ありがとうございます。

○高畠総務課課長補佐 今の回答、また、それ以外につきまして、何か御意見等があればお願いいいたします。

よろしいでしょうか。

続きまして、飼料及び飼料添加物関係業務、こちらにつきまして、事前に頂いた質問等への御回答をFAMICの方からよろしくお願ひします。

○田熊企画調整部長 飼料関係、飼料添加物関係ということでございます。⑥番として立入検査等業務ということでございます。西田委員からの御意見ということで、牛肉骨粉の流通に向けた77事業場の製造状況確認ということでございますけれども、これについても貴重な御意見ありがとうございます。今後とも安全、良質な循環資源の利用が進むように効率的な検査、しっかりととした検査に努めてまいりたいと存じます。ありがとうございます

す。

続きまして、⑦番として、調査研究業務について御質問を幾つか頂いております。

松井委員からの御質問でございますけれども、これは資料としてちょっと御覧いただいた方がいいかなと思いますので、もし開けるようでしたら、資料1の37ページに特記事項として記載がある部分になりますが、御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず令和7年度の1件の共同研究についてですけれども、共同研究先については東洋大学及び名古屋大学ということで、実際これは分野としてはカビ毒についてのものでありますので、こうしたコンソーシアム、共同研究の体制づくりというのが次の共同研究につながったというふうな意味になってございます。

それから、この新たな共同研究の締結がなぜ食用昆虫関係の知識向上につながったかということでおいいますと、やや文章のつなぎが悪かったかもしれませんので、この令和7年度の1件の後に「その結果」と書いてありますので、ここのところは誤解のないように修文を検討させていただければと存じます。

最初に御説明した農研機構との共同研究の関係で食用昆虫に関する知識・技術の向上につながったという意味でございますので、そのようにちょっと検討させていただきたいと存じます。

続いて、こういったコンソーシアム研究などでの知財権管理はどうなるかということでございます。特に最初の方に記載しております農研機構、これは農林水産省のレギュラトリーサイエンスの事業でございますけれども、まず農林水産省と農研機構の間でこれが契約として結ばれるということになっておりまして、農研機構の共同研究機関としては、そういう新たな知見が出てきた場合には、農研機構にまずはお話をしますけれども、農研機構の方から発明等の報告ということで農林水産省にしていただきまして、農林水産省の判断を待ってから、公表であるとか知財についての取扱いを進めていく形になってございます。

また、後ほど御説明いたしました東洋大学、それから名古屋大学との共同研究については、三者で都度協議をするというふうな形になっておりまして、通常、契約書で設定する場合もあると思うのですが、都度協議という形でやっております。

それから、続いては西田委員からの御意見ということで、コンソーシアム参画の共同研究というところで実施されていなかったのは意外だというふうなことなのですけれども、ここについても貴重な御意見をありがとうございます。

コンソーシアム参画について、今後とも積極的に模索をしていきたいと考えておりますが、今、二つの件について御説明したように、共同研究の実績を積んでいくことによりまして、研究ネットワークの拡大、技術発展というところで努めさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

さらに、コンソーシアム参画を伴う共同研究での研究資金ということでございます。先ほどもお話をいたしましたけれども、最初の食用昆虫は、農研機構が応募されておりますけれども、農林水産省の包括的レギュラトリーサイエンス研究推進委託事業となってございまして、この中のコンソーシアムとして参画をしているということでございます。

もう一つの新しく参加したものについては、財団の助成ということになっておりまして、これについて応募して助成を頂くということでございます。

事前質問についての御回答は以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございます。

今の回答や事前質問以外の御質問等がございましたら、お願いいいたします。

○松井委員 松井ですが、ありがとうございます。

例えば農研機構さんと一緒にコンソーシアムを組むときに、FAMICさんとしては大体人数というのは何名ぐらいがその共同研究に入ると、スケールとかいろいろあるとは思うのですが、その辺、いかがでしょうか。

○田熊企画調整部長 一応、研究代表というのを決めてございますが、分析を主に担当していくということになりますので、2名、3名というところが加わるというようなイメージでございます。

○高畠総務課課長補佐 そのほか御意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、「食品表示の監視に関する業務」につきまして、FAMICの方から御回答をお願いしたいと思います。

○田熊企画調整部長 ⑧番として立入検査ということでございます。一つ目の御質問、写真に關係する画像の処理の仕組みというところでの西田委員の御質問でございます。

通常、事業者の工場、店舗等に立入りをした場合に写真もいっぱい撮ってきます。こうしたものも疑義解明に活用はしているということでございますけれども、今回は立入検査先の店舗で販売されていたものを、ちょっと違うぞということで国産表示のあるサバ加工品について、それを撮影てきて、これは日本では生息していないなということで疑義の解明ということでつなげていったものですので、一応その点が今回の事案では通常とは違

う点になるかなというふうに考えております。

それから、小川委員の御質問でございます。日頃からのトレーニングというところでございますけれども、立入検査業務のトレーニングといったしましては、OJTが有効と考えておりますが、これは実際の立入検査のときに経験豊富な者が新たにやる者とか経験の慣れていない者に同行して進めるというところがまずありますが、実際に立入検査の基礎的な講義とか、あるいは立入検査、実際のものを想定したロールプレイングとか、そういう研修も行っております。こうした研修を重ねることによりまして、研修生はアンケートでどういうところが分かりにくかったとか評価を行いますし、研修の管理者については研修内容について評価を行うということで、研修の質の向上にも努めさせていただいております。

今回の案件について言いますと、サバの判別などの様々な技術についての研修も行っておりましたので、こういったところも立入検査に役立ったかなというふうに考えてございます。

その次の御意見でございます。イクラの疑義情報と併せて4商品の表示違反を確認ということで、大変有意義な成果というふうに記載を頂いております。貴重な御意見をありがとうございます。今後ともこういった立入検査、疑義の解明を通じて表示違反のないような社会の実現のために努めてまいりたいと考えてございます。

続きまして、イクラの疑義の解明ということは遅れることなくなされたのでしょうかというところでの御質問を頂いております。これについては、最初にサバの方の疑義を確認いたしまして、早期の解明につながったということで、ここは科学的な根拠を基に事業者に証拠を突きつけた形でやっておりますので、事業者としても「参った」という感じになっております。平均の立入日数に対して半分ぐらいの日にちでこれを解決しているということでございまして、こうしたサバの解明を端緒としまして、書類等の精査というのができまして、4種について疑義の解明を進めたということになります。

それ以上の詳細はなかなか御説明できませんけれども、一応こうした中身で早期に解決に至ったということでございます。

それから、その次は、今回の事案のように1商品の違反があれば複数商品に違反をしているというのが一般的かどうかということでの御質問ですけれども、こういった傾向については、慢性的になっている、あるいは常態化したもののがほかに、一時的な表示ミスもございますので、なかなか一概にはこういった例が増えているとか減っているとかというこ

とはありませんで、いろいろあるかなと思ってございます。

それから、立入検査の行政部局要請調査について、これは①のアとの違いということなのですが、アの方は実は大臣指示に基づく立入検査のことを述べております。

イの方は、そういう意味では食品表示法には関連いたしますが、任意の調査となっておりまして、これは令和6年度におきましては、自治体の立入検査に同行したり、あるいは農林水産省と連携して、加工食品の製造工程についての知見を蓄積するために任意調査をしたというのも含まれておりますので、正にアとは全く違う性格のものと御覧いただけるかなと思います。

それから、さらに御質問で、令和4年度以降件数が10件台ということで、2年、3年よりも多くなっているということの御質問でございますが、実は4年度から加工食品の製造工程に関する知見を蓄積するために任意調査を新たに起こしておりますので、4年度は9件、それから5年度が7件、6年度が10件という形でやっておりますので、2年度、3年度はやっていなかったことを始めたということで御理解いただければと存じます。

続きまして、小川委員からの御質問で、6年度は30件あったということで、前年度12件に対しての傾向の御質問でございます。令和2年度から6年度までデータを並べますと、12から30ということで幅がありまして、必ずしも増えていく傾向にはなっておりません。具体的な110番の内容については申し上げられないのですが、農林水産省でも食品表示110番というのは受け付けておられると思いますが、FAMICで受け付けた情報については農林水産省に回付、報告をさせていただいております。

こうした受け付けされた情報に対して、特に科学的な検査が必要というものについて、FAMICについて分析依頼があるということで、6年度については13件あったということでございます。この中で、110番の受付から疑義が解明された事例の結果の概要ということを公表してはどうかというふうなお尋ねでございますけれども、ここのところ、食品表示の110番に情報提供した方というのを特定したりすることにつながるということもありまして、情報源が特定されるということと、それから、そうすると、皆さんがまた続けて報告してくれなくなるという問題が生じますので、ここのところは慎重に考える必要があるかなと考えてございます。

それから、さらに、接受後に速やかに農林水産省へ回付ということで、その前に発生する業務ということになりますけれども、受け付けた情報だけでは疑義に当たるのかどうかということが分からぬ場合もありますので、受付カードで記載していくわけですから

も、その中で抜けている情報がないかとか不明な点はないかというところを確認いたしまして、そういったところを情報提供した方に問い合わせたりするようなこともございます。

いずれにしましても、食品の疑義情報について、より多くの窓口で受け付けをするということで相談しやすいという体制にしたいと考えております。

それから、調査研究業務について、受託の分析契約によって自己収入が得られているということについては大変妥当ということですが、ここについては科学的検査について知見を生かして行った検査の結果をもっと広く公開して、FAMICの認知度を広める活動をという御意見を頂いておりまして、貴重な御意見だと考えております。

自己収入を獲得して行う調査研究については、先ほども経験を積んできているということをお話し申し上げましたけれども、今後とも共同研究を含めて取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、認知度を広める活動についても、今後検討していきたいと考えてございます。

以上が食品表示の監視についての御質問、御意見についてのお答えをさせていただきました。

以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、今の回答であるとか事前質問以外の御質問等があれば、お願ひいたします。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 丁寧に御回答いただきまして、どうもありがとうございます。なんかいっぽい質問し過ぎちゃったなと反省しているのですけれども、非常にFAMICの業務について理解が深まったと思っています。

私としては、立入検査をして疑義を解明して、それに科学的な裏付けがあるというところで、単なる違反を摘発するという、それも非常に重要なのですけれども、そこが大事であると同時に、違反をすることが損になるというか、違反に向かわせないような社会を作る上で、非常にFAMICの技術が生かされているというので感銘を受けましたし、そういったことがもっと広く知られれば、さらに違反に向かう人が減るのではないかなどいうのもありましたので、ちょっとコメントをさせていただいた次第です。

あとは、立入検査をするので、やはり危険なことも、余り協力的じゃない事業者さんもいるのかなといったあたりが垣間見られたので、そうした中、頑張っていらっしゃる職員の皆様がすごいなと思うと同時に、トレーニングが大事なのだなと思いましたので、ちょ

つと質問させていただきました。それがもしかして働いている方にはストレスになるようなところもあるかと思うので、極力そうならないように、OJTを含めて、これからもロールプレイだとか能力開発に有益そうな研修を続けていただければというふうに思いました。コメントです。どうもありがとうございました。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

このほか、御質問は。

松井委員、お願ひします。

○松井委員 すみません。遡るというか、ベトナムとの技術受入れ研修のスライドが3枚目でしたかね。質問というか、意見なのですが、お尋ねしたいところは、FAMICさんのお持ちの非常にすばらしい分析技術、それを諸外国の方々、各国に提供していく、非常に僕は重要だと思いますし、必要なことかなと思うんですね。ただ、FAMICさんのお持ちの技術を提供するだけではなくて、多分一番重要なのは、装置の頑健性をいかに維持するか、そういう意味での装置管理あるいは分析環境管理、そういうところも是非研修項目に入れられて、せっかくスキルアップしても、各国情のお持ちの装置がふらつくような状況だと再現できないですよね。そういうものをもうされているとは思うのですが、ワンセット的に研修項目に入れられると、より貢献度も高くなるのかなという気はいたしました。すみません。意見でございます。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

実際に研修の中でできる範囲でそういうところをやっているということはありますが、例えば実は新しくJICAから要請があるものもあるのですが、ある国で無償資金協力で機器が入るときにどのように設計をするかというところでも、実は農薬検査部から職員を派遣して、設置の場面から支援させていただいている場面もありますので、そういうことを含めて、今後とも当該国の、単に機械が置いてあるとか一回研修が行われたということではなくて、永続的にできるように支援をさせていただきたいと存じます。

○松井委員 ありがとうございます。得られたデータのバリデーションをどう担保するかというのは非常に重要だと思いますので、是非お願ひします。以上です。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

このほか食品表示監視に関する業務につきまして、御意見等ございますでしょうか。

それでは、続きまして、日本農林規格等に関する業務とリスク管理に資するための有害物質に関する分析業務、こちらにつきましては、事前質問等はございませんでしたけれど

も、特に何かございましたら、御発言いただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

それでは、ないようですので、最後のその他の業務につきまして、1点御質問等がございましたので、FAMICの方から回答をお願いいたします。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。

小川委員の方から意見を頂いておりまして、科学的手法による技術で貢献といったところについて、広く知らしめることが重要だというふうな御視点であろうかと思います。

特に御意見の後半のところにありますように、大変感銘を受けたというところについては、私どもも本当に激励と思いまして、感謝申し上げたいと思います。最後のところ、若手の職員さんに是非若者・学生へのFAMICの認知度向上の施策ということで、実際に今後とも若手の職員にアイデアを募るということで、SNSの発信を含めて進めてまいりたいと思いますが、先ほどポンチ絵の説明の中で申しましたように、ここも職員の応募が結構ありますと、SNSを発信していきたいというところでは、5年度の15人から6年度で23人と増えましたけれども、さらに9名が追加になって、全FAMICとして32名御参加したいということで発信しておりますので、特に若手の職員のアイデア、新しく参加しているのは若手が実は多いので、そういうところを含めて情報発信を、特に若い人あるいは映えるような形で進めさせていただければと考えております。どうもありがとうございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございます。

今の御回答若しくはその他の業務に関して、事前質問以外で御質問がございましたら、お願ひいたします。

小川委員、どうぞ。

○小川委員 質問をさらにじゃなくて、コメントになります。ありがとうございます。私は消費者庁の食品表示の懇談会なんかでも委員をしていまして、表示のデジタル化なんかも検討されているのですけれども、私も50代半ばで、若い方がどういうふうにスマホを使って情報収集をしているかとかというのも、表示のデジタル化のニーズも分からぬねと、委員の人たちも私も含めて割と年齢が上になっちゃっているので、若い人たちの意見をもっとちゃんと聞かないというのもありますと、是非FAMICさんでも若い方のこうした新しい考え方とかニーズをキャッチして、いろいろ情報提供していくなければなというふうに思っております。期待しております。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、ここまで説明全般を通して、御質問、御意見等がございましたら、お願ひいたします。

では、ないようでしたら、先へ進めていきたいと思いますので、よろしいでしょうか。

今回の会議の最後に御意見を頂く場を設けますので、そのときにまた御意見等あれば、頂ければと思います。

では、この会議、大分時間が過ぎましたので、これから5分ほど休憩を取りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

また、ここで業務関係の説明は終わりますので、農林水産省の担当課の皆さんにおかれましては、ここで退席をお願いいたします。ありがとうございました。

それでは、これから5分程度休憩をさせていただきます。よろしくお願ひします。

午後2時58分 休憩

午後3時07分 再開

○高畠総務課課長補佐 それでは、皆さんおそろいのようなので、会議を再開したいと思います。

豊田先生は聞こえていますでしょうか。

豊田先生。

○豊田委員 はい。います。大丈夫です。

○高畠総務課課長補佐 では、続きまして、資料1の後半部分、70ページからになりますけれども、年度目標第2の業務運営の効率化に関する事項、第3の財務内容の改善に関する事項、第4のその他の事項をまとめて御説明いたします。

最初に、FAMICの方から業務実績及び自己評価を説明いただきます。先ほどと同じようにB評価以外の部分について、簡潔に要点の御説明をお願いいたします。

○田熊企画調整部長 ありがとうございます。FAMIC企画調整部の田熊でございます。

資料は再度、参考11を御覧いただきたいと存じます。参考11では、最初、評価の構成についてお話をさせていただいたところですが、これの6ページでございます。6ページの118番と書いてあるところからが今の御指示を頂きました第2以降ということになりますが、先ほどと同じようにB以外は黄色でハイライトしてございまして、この中では8ページに152番ですけれども、Cというところがございます。そのほかについては、小項目Aの項目についてポンチ絵で整理させていただいておりますが、Cの部分最初に悪いところ

から御説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、資料1、評価書本体になりますけれども、この中では、90ページから91ページにわたるところになります。具体的には91ページのところになりますが、法人の公文書の関係について、個人情報に係る情報漏えい事案というのが2件発生したということで、農林水産省に御報告させていただきました。概要については次のとおりということで、アの方でございますけれども、一つはPDFファイルの誤作成による個人情報の誤送信ということで、もう一つは出張中のバッグ紛失事件ということになってございます。

最初の方のPDFファイルの関係ですけれども、A社に対して返信するファイルにつきまして、同時作業中であった業者Bに返信するPDFファイルを誤って結合したということで、A社に対してBの担当者所属、氏名というのが記載されたファイルを送ってしまった事案になります。

(イ) では、出張中の電車におきまして、網棚に課の出張用のPC、それから出張資料が入ったバッグを置いていたということで、過度な混雑のために車外にはじき出されまして、車内に戻れなかつたということで、実際のバッグの紛失事案というのが発生したということになります。実際にバッグの中身は全てそろった状態で発見、回収されているということでございます。

主な再発防止策ということで、最初のPDFファイルの件でございます。事業者に施行文送付以外でPDF送付を行っているというところについては、作業の洗い出しをこの件に限らず全てさせていただきまして、接受の返信について、かがみのページのみとするということで、受け付けましたよという連絡だったのですが、その後ろを付けないようにかがみの表紙のページだけ付けることにしたということでございます。

メール申請に対して、印刷、接受印を押して、それを返信するというサービスについて、これは決められたものでもなかつたわけですが、これについて原則廃止とさせていただきました。このような手続に基づかない処理を行っていると、リスクが増えるということになりますので、そういった再発防止策を取りました。

(イ) でございます。バッグの紛失事案ということで、出張等によって個人情報を含む業務に関連する書類、PC、こういったものを外部に持ち出す際については、肌身離さず持ち歩くように周知徹底を図ったということで、これらをあわせて、下の方にありますように、再発防止策の有効性を検証するために管理者、それぞれの課長などによるフォローアップというのを全FAMICにおいて行わせていただいたということでございます。

以上がCの内容ということになります。

続きまして、A評価と自己評価させていただいているものについては、ポンチ絵で整理させていただいておりますので、資料としては参考12、番号としては14番からになります。

「自己収入の確保」が最初の御説明になりますが、実は6年度目標の中で自己収入については令和10年度までに、5年度を基準として5か年間で自己収入を倍増するということが指示されております。様々な業務で収入を増加させていく必要があるということですが、実際、依頼に応じて行う業務については、金額が上がると依頼が減少するといった問題もありますので、なかなか増加に結びつくかどうかという課題もあるということでございます。

「取組の内容」でございますが、FAMIC全体におきまして有料化できる業務は何かというところを洗い出すということ、それから、シーズ、ニーズというのがあるかどうかというところの確認をしたということです。それから、本日も最初の調査研究などのところで御説明したように、新たな研究資金の獲得といった体制の整備といったところを取り組んできたということでございます。

また、規定類のところでは、手続の簡素化と併せてですけれども、間接経費とか、例えば講演であればその準備作業も行いますので、そうした時間も含めて徴収するという改定をさせていただきまして、手数料の見直しを行いまして運用したということでございます。

「成果・効果」としましては、新たなシーズ、ニーズが見つかったというところがありまして、新たに自己収入の道も増えたということがあります。二つ目は研究業務の受託というところがてきたということでございます。手数料なども増えておりますけれども、一応混乱なく実施できたというところでございます。

こうしたことによりまして、自己収入の倍増に向けて体制を整備して取組を着実に実施したということでございます。

続いて、15番。「業務運営の改善」ということで、法人の長のトップマネジメントというのは、総務省から毎年度強く呼びかけられているところでもありますけれども、理事長も自ら業務改革に取り組んでいるという取組の御紹介になります。

「背景・課題」のところにありますように、6年度目標では、常勤職員の削減に取り組むという指示を頂いておりまして、しかしながら、業務の正確・確実な執行体制を維持しなければいけないということで、理事長をトップとして全ての理事、それから部長等をメンバーとする業務改革の検討会議で対応を検討してきたということでございます。

「取組の内容」でございますけれども、全ての業務を対象に調べていったのですが、一つは、科学力とか現場対応力といったものが発揮されているかどうかといったところと、それから、具体的な作業項目の洗い出しと実施状況について確認したということです。こうした調査結果を基に、理事長自ら各部との意見交換を実施して、法人の現状について詳細を把握したと。なぜそうなっているのかということを含めて、取り組むべき課題を具体化していく中で、人員・予算などの資源配分の転換、それから、技術力を一層高めるために、分析部門の連携体制を強化するという必要性を抽出されたということになります。

「成果・効果」ですけれども、FAMICが実施する業務の社会的必要性、それから行政コストを意識するというのを全職員が意識するような組織風土が醸成されてきているということがございます。

それから、トップマネジメントによる調査検討の結果、今後の組織の在り方というところが検討できたということになりますて、実際に変わっていくというのはこれからになりますけれども、効率的・効果的な業務の運営実現に向けて前進したという内容になってございます。

私からの説明は以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、財務内容に関する事項に関しまして、引き続きまして財務諸表等について簡素に御説明をお願いいたしたいと思います。

○本澤総務部長 総務部の本澤でございます。よろしくお願ひいたします。

時間も限られておりますので、資料参考5「財務諸表等」のうちの令和6年度決算報告書につきまして御説明させていただきます。

資料参考5、こちら95ページありますうちの33ページに決算報告書がございますけれども、非常に文字が小さいもので、当日配布資料としまして、別途皆様の机上に説明用の決算報告書の抜粋を配布させていただいておりますので、そちらを用いまして御説明させていただきます。

この決算報告書は、事業計画における第3予算、収支計画及び資金計画のうち、予算に係る計画の実施状況を記載したものとなっておりまして、各セグメントの予算額は事業計画の額と一致しております。

まず上段の収入の欄を御覧ください。予算と決算でそれぞれ差額が生じた主な要因でご

ざいますが、まず運営費交付金につきましては、全額交付されましたので、決算額は予算額に一致しております。

続きまして、施設整備費補助金につきましては、令和5年度当初予算で農薬検査部空調設備改修工事費として交付決定されました予算額57百万円のうち、令和6年度に繰り越しました48百万円に対して決算額が39百万円に、令和5年度補正予算で名古屋移転に係る経費として交付決定された予算額790百万円のうち、令和6年度に繰り越しました469百万円に対しまして、設計業務費等として53百万円を加え、年度内の実績額が92百万円となっておりますため、差額が生じているところでございます。

受託収入につきましては、飼料及び飼料添加物に関する受託増が主な要因で差額が生じております。

諸収入につきましては、主な要因としまして、講習事業収入で新たに農薬G L P講習会の実施及び講習会の開催件数の増により増加、その他の収入のうち、資産等売払収入の増加、その他役職員派遣収入の増加により差額が生じております。

続きまして、下段、支出の欄を御覧ください。一番下の計の欄になりますが、予算額に対しまして決算額は7,033百万円、差額は548百万円となっております。それぞれに差額が生じました主な要因ですが、業務経費につきましては、合同庁舎のL E D改修工事分担金、こちらはさいたま本部と横浜事務所でございますが、こちらの執行に伴いまして、一般管理費の予算額が不足し、予算を一般管理費に充当したことが主な要因で差額41百万円が生じております。

続きまして、施設整備費補助金、受託経費につきましては、先ほど収入の部で御説明申し上げた理由により差額が生じております。

一般管理費につきましては、先ほどお話ししました合同庁舎L E D改修工事分担金を支出したことが主な要因で差額が生じております。

人件費につきましては、育児休業、休職者等に係る職員基本給等の残額154百万円が発生した一方、退職金が57百万円不足したことで差額128百0万円が生じているところでございます。

大変雑駁な説明ではございますが、以上をもちまして令和6年事業年度決算の説明とさせていただきます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、監事から監事監査結果の報告をお願いいたします。

○飯村監事 常勤監事の飯村でございます。本日はよろしくお願ひします。

資料は参考6でございます。資料でいくと2枚目から監査報告という表紙でございますので、令和6事業年度の監事監査報告について御説明させていただきます。

令和6事業年度も監事監査規程及び令和6年度の監事監査計画に基づき、特に内部統制システムの運用状況を重点監査項目として、理事長、理事、内部監査部門、業績評価部門をはじめとした関係役職員と意思疎通を図り、情報収集とともに意見交換に努めてまいりました。

監査の方法については、監査報告Iに記載のとおりでございます。監査計画に基づく各部門監査に加え、各種会議体への出席、関係者からの報告、説明を軸として進めてまいりました。

続きまして、監査の結果でございます。次のページIIでございます。まず1番目の「法人業務の実施状況についての意見」でございますが、法人の業務は法令等に従い適正に実施され、また、令和6年度目標の着実な達成に向け、効果的かつ効率的に実施されたと認められます。先ほども一部御報告がありましたが、令和6年度は肥料の品質を確保するための新たな試験方法の開発やJASの国際規格化に向けたISO委員会との関係強化、多発した麦赤かび病のかび毒調査などにも取り組み、また、農薬の再評価や国際的に通用する認定・認証の枠組み提供、自己収入の確保や業務改善など、業務の高度化と効率化等が期待される中、理事長を中心とした役職員の適正かつ効率的な業務運営もあり、期待に応え得る結果が出たものと認識している次第でございます。

また、働きやすい職場、多様な人材が活躍する環境づくりも積極的に取り組んでおります。参考5の資料に戻りますが、事業報告書95ページ分の64ページに、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンとして、職場づくりやワークライフバランスについてコラムを掲載しております。これまでダイバーシティ&インクルージョンと表現しておりましたが、昨年からはエクイティという観点を盛り込み、公平性の意識も高めながら取り組んだ結果でございますので、御参考までに御覧いただければと思います。

2について、「法人の内部統制システムの整備及び運用についての意見」、3番「法人の役員の職務執行についての意見」、4番「財務諸表等についての意見」、5番「事業報告書についての意見」につきましては、記載のとおりでございます。

続きまして、IIIでございます。「独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見」でございますが、ここに関しては、

1、給与水準の状況、2、随意契約の適正化を含めた入札・契約の状況、3、法人の長の報酬水準の妥当性に関し、意見をさせていただきました。特に3番目、法人の長の報酬水準の妥当性については、理事長の業務執行や組織管理能力、行政執行法人の長としての責任の重さ、また、他の行政執行法人や同規模の民間企業の役員報酬との比較においても相当程度低く、改善が求められる状況であります。特にFAMICを除く他の行政執行法人との比較においては、その乖離は非常に大きく、FAMICのみ取り残されている状況でございます。

役員の報酬については、総務省通知に基づく情報公開ということで、各独立行政法人はホームページに公開してございます。FAMICとして、役員の報酬の基本的な考え方や妥当性についてのコメントはされていますが、その検証は不十分であるという認識で監査報告に載せさせていただきました。

簡単ではございますけれども、私からの報告は以上でございます。ありがとうございました。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

引き続きまして、議題2に関する事項でございます。

FAMICにつきましては、農林水産省が定める期間、それを主務省令期間と申しますけれども、その期間ごとに業務運営の効率化というものを評価することが法律上定められております。農林水産省が定める主務省令期間は5年となっておりまして、令和2年から6年度までがその5年となっていましたので、ちょうど昨年度、その主務省令期間が終わりましたので、令和6年度の業務実績評価に合わせて、効率化に関する評価についても実施することとしております。その主務省令期間における業務運営の効率化に関する事項、こちらについても、まずFAMICの方から自己評価を説明していただき、その後、農林水産省の方から評価案を説明したいと考えております。その後、今まで御説明した分をまとめて委員の皆様からの御意見等を賜りたいと思っております。

それでは、まずFAMICから主務省令期間における業務運営の効率化に関する事項の実施状況等について、自己評価の説明をお願いいたします。

○本澤総務部長 それでは、総務部、本澤からかいつまんで説明をさせていただきます。

資料2「独立行政法人農林水産消費安全技術センターの主務省令期間（令和2年度～6年度）における年度目標に定める『業務運営の効率化に関する事項』の実施状況等に関する評価書（案）」を御覧ください。ページは中央の下に振られておりますので、そちらを御

参照いただければと思います。

こちらの自己評価ですけれども、独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務方法書の規定に基づき定めました「事業計画の策定及び評価に関する規程」に基づきまして、役員会において自己評価を行ったものでございます。

まず資料の4ページを御覧ください。こちらは全体の評定となっております。各項目の評定は次の5ページにありますとおり、いずれもB項目でございまして、法人全体の信用を失墜させる事象もなかったため、農林水産省の評価基準に基づき、全体の評価をBとしたところでございます。

業務運営の効率化に関しましては、理事長のリーダーシップの下、業務の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的かつ効果的に業務運営を図り、的確に業務を遂行してきたところでございます。

続きまして、5ページが項目別の評定総括表でございます。各項目、いずれも5か年でBとなっております。

続きまして、各項目でございますが、まず6ページを御覧ください。業務運営コストの縮減についてでございます。こちらは6ページの3のところに各事業年度の業務に係る目標等が書かれております。各事業年度の年度目標、事業計画の詳細につきましては、21ページ以降にございます別添2を御参照いただければと思います。

業務運営コストの縮減でございますが、7ページの事業計画のところの1にありますとおり、運営費交付金を充当して行う事業につきましては、前年度比で一般管理費を3%以上、業務経費を1%以上抑制することを目標に、積極的なアウトソーシングなどによる業務の見直し及び効率化を進めるとしていたところでございます。こちらの評定でございませけれども、一般管理費は各年度とも前年度比3%、業務経費は1%以上削減しておりますため、計画における初期の目標を満たしていると判断しまして、自己評価をBとしたところでございます。

続きまして、10ページ、人件費の削減等でございます。事業計画のところ、10ページから11ページにまたがっておりますが、2人件費の削減等にありますとおり、給与水準につきましては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえまして、国家公務員の給与を参照するとともに、役職員の給与の在り方につきまして検証し、その検証結果や取組状況をホームページにおいて公表するとともに、総人件費を前年度以下とする。ただし、新規・拡充業務に伴う増員分、退職金、福利厚生経費、非常勤役職員給与及び人事院

勧告を踏まえた給与改定分は除くということを踏まえまして、実施してきたところでございます。

こちらの自己評価でございますが、給与水準につきましては、各年度とも国と同水準を維持するとともに、各事業年度の人員費は前年度予算額以下であり、計画における初期の目標を満たしていましたことから、自己評価はBとしたところでございます。

続きまして、12ページ、調達等合理化の取組でございます。こちらは事業計画にありますとおり、法人の効率的な運営に資するため、人材、施設及び経費の活用におきまして、各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組むものとするとしてきたところでございます。

14ページ（2）にありますとおり一般競争入札につきましては、幅広く周知し、仕様書の見直しや公告期間を十分確保するなどの改善に不斷に取り組み、一層の競争性が確保されるように努めるとしてきたところでございまして、こちらの評定でございますが、計画のとおり、調達等合理化計画に基づく一社応札・応募の改善に取り組みました結果、令和2年度から令和4年度までは一社応札・応募割合が過去3年間の平均値以下となったところでございます。また、令和5年度から令和6年度にかけましては、16ページにありますその他参考情報に示す基準に該当せず、改善の余地がある契約が減少したところでございます。こちら、令和5年度は8件ありましたところ、令和6年度は2件まで減少したところでございます。このことから、一社応札・応募の状況は改善しており、一般競争入札について、一層の競争性が確保されていると判断しまして、自己評価をBとしたところでございます。

続きまして、15ページ、同じく事業計画の（3）随意契約につきましては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」、「独立行政法人の随意契約に係る事務について」に基づきまして、随意契約によることができる事由を明確化し、公正性・透明性を確保しつつ、合理的な調達を実施するとしてきたところでございます。

こちらの評価でございますが、計画のとおり調達等合理化計画に基づく随意契約における事由の明確化等に適切に取り組んでおりまして、目標の水準を満たしていると判断し、自己評価をBとしたところでございます。

続きまして、その下、（4）契約につきましては、監事及び外部有識者によって構成される契約監視委員会において、公平性等が確保されているかの点検・見直しを行うとしてきたところでございます。

こちらの評価でございますが、契約監視委員会の点検結果、フォローアップ内容を踏まえまして、調達合理化を着実に推進しており、目標の水準を満たしていると判断しまして、自己評価をBとしたところでございます。

続きまして、17ページ、情報システムの整備及び管理でございます。18、19ページにまたがっておりますが、デジタル庁が策定しました「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」に則りまして、情報システムの適切な整備及び管理を行うとともに、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等の体制整備の検討をすると令和4年度はしていたところでございます。また、令和5年度以降はPMOを適切に運用し、必要に応じ運用体制の見直しを行うとしていたところでございます。

こちらの評価でございますが、情報システムの整備及び管理を行うPJMOを支援するため、PMOの設置等、組織再編を行いまして、専門性を確保するための体制を構築したことから、目標の水準を満たしていると判断しまして、自己評価をBとしたところでございます。

最後が19ページ、こちらは令和4年度限りでございましたが、文書管理システムの整備に当たっては、投資対効果を精査の上、クラウドサービスの活用を検討するとしていたところでございます。

こちらの評価でございますが、投資対効果を精査の上、所要の情報システムの整備を図ったため、目標の水準を満たしていること、また、FAMICシステムのクラウドの活用が推進されており、こちらにつきましても目標の水準を満たしていることから、いずれも自己評価をBとさせていただいたところでございます。

簡単ではございますが、業務運営の効率化に関する事項の実施状況及び自己評価につきましては、以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

それでは、次に、農林水産省の方から令和6年度の業務実績評価のうち、第2の業務運営の効率化に関する事項と第3の財務内容の改善に関する事項、第4のその他の事項の中項目の農林水産省の評価案、それと加えまして、主務省令期間における業務運営の効率化に関する事項の実施状況についての農林水産省としての評価案を参考11の方の資料を基に、まとめて御説明させていただきたいと思います。

まず、参考11の評価案一覧の6ページ目の通し番号の118番から御説明する内容になります。119番の業務運営コストの削減、それから、122番の人件費の削減等につきましては、

自己評価、大臣評価共にBとさせていただいております。

次の124番の常勤職員数の削減等につきましては、この項目は令和10年度における達成状況を評価することとなっておりますので、令和6年度は評価せずとなっております。

次の126番の調達等合理化の取組と130番の情報システム整備及び管理につきましては、自己評価、大臣評価共にBとさせていただいております。

続きまして、132番以降は財務内容の改善に関する事項でございます。133番の保有財産の見直しにつきましては、大臣評価、自己評価共にBでございます。次の135番の自己収入の確保につきましては、自己収入の倍増に向けた体制整備をしたということで、大臣評価も自己評価と同じようにAとさせていただいております。次の137番の予算、収支計画、資金計画につきましては、自己評価、大臣評価共にBとさせていただいております。次の140番の短期借入金の限度額につきましては、実績がございませんでしたので、評価の対象外とさせていただいております。

次の142番からは、その他業務運営に関する重要事項の項目でございます。143番の職員の人事に関する計画につきましては、自己評価、大臣評価共にB評価でございます。

次の147番から155番、こちらの項目につきましては、内部統制の充実・強化に関する項目でございまして、このうちの152番の項目、こちらの部分は法人文書の管理、情報公開、個人情報の保護に関する対応の状況についての項目でございますけれども、先ほどもF A M I Cの方から御説明がありましたとおり、2件の軽微な個人情報の漏えいがございました。内容は軽微とはいっても、やはり個人や事業者の利害に関する情報を把握している法人といったしましては、しっかりととした対応が求められるということで、小項目の評価としてはCと評価させていただいておりますけれども、内部統制の充実・強化という全体の中項目といったしましてはBが多く占めておりますので、積み上げによる中項目の評価はBとさせていただいております。

それから、156番の業務運営の改善につきましては、理事長を中心に業務の実態の把握に取り組んだことによって、効率的・効果的な業務運営の実現に大きく前進したということで、大臣評価も自己評価と同じようにAとさせていただいております。

158番の情報セキュリティ対策の推進、161番の施設及び設備に関する計画、163番の積立金の処分に関する事項は、いずれもB評価とさせていただいております。

6年度評価は以上で、続きまして、令和2年度から令和6年度における業務運営の効率化に関する事項の実施状況につきまして、農林水産省としての評価案を御説明させていた

だきます。この部分も引き続き参考11の9ページを基に御説明させていただきますけれども、令和2年度から令和6年度、それぞれの年度の評価につきましては、資料2の効率化に関する評価書がございまして、こちらの5ページの方にその部分の記載がございますので、併せて御覧いただければと思います。

この中項目の評価といたしましては、3番、6番、8番、12番の中項目がございまして、いずれも業務の効率化に積極的に取り組んでいるということで、自己評価、大臣評価共にBとさせていただいておりまして、それを全体的に見ますと、Bが四つということでございますので、この5年間の取組の全体に関する評価につきましては、全体がBとすることが妥当というふうに考えております。

農林水産省の評価案は以上でございます。

続きまして、ただいま御説明しました項目に関しまして、事前に頂いた御質問、こちらにつきまして、FAMICまたは私の方から回答させていただきたいと思います。

当日配布資料2の4ページ目の13から16番につきましては、FAMICの方から回答をお願いしたいと思います。

○田熊企画調整部長 FAMIC企画調整部長の田熊でございます。

13番、「一般管理費の削減」について、3%についての御質問を頂いております。FAMICの創設以降、毎年度運営費交付金、これは運営費交付金の算定ルールというのがありますと、独立行政法人はほぼ同じものが適用されていますが、これに基づいて対前年3%削減ということでございます。

御質問にもありますように、対象外となる経費ですけれども、本部を含めまして6事業所、これは自前のビルなどを除くところですけれども、合同庁舎の管理経費というのが除外の中身になります。こうしたところを引いていきまして、令和6年度は700万円削減ということで、具体的な額は資料1の70ページに経年でありますので、御覧いただきたいと思いますが、一応簡単に6年度で丸めた数字ですけれども、御説明を申し上げますと、前年度、5年度の一般管理費が6.3億円という数字がございます。これに前年度の除外経費として、今申しました合同庁舎の管理経費が3.1億円あります。LEDの照明についての工事というのが令和5年度にはありましたので、これが0.8億円ということで、合わせて3.9億円が除外経費というふうになっております。6.3億から3.9億を引きますと2.4億ということで、これが3%に係る金額ということで、丸めておりますので、ぴったりいきませんけれども、2.4億の3%というのが720万円になりますが、実際の削減額713万6,000円

ということになりますので、大体そのような形の数字になりまして、計算としてはそのようになるということでございます。

それから、今度は「自己収入の確保」についての御質問でございます。14番になります。寄附金についてですけれども、過去5年間及び6年度においても寄附金の収入実績というのはございません。仮にあった場合については、臨時に発生する自己収入ということになりますので、額が予見できないということから、予算要求というところで例えば来年度幾らになりますというのが計上できませんので、運営費交付金から減額されない取扱いと伺っておるところでございます。

続きまして、池田委員の御質問、それから西田委員の御意見ということで、自己収入の増額の体制整備を進めているがということで、有料化すべきでないところもあるのでないかという御指摘だと思います。貴重な御意見かと思っております。まず私ども、行政執行法人ということで、国と一体となって業務を実施いたしますので、実際に自己収入化するというところについては、農林水産省とも相談しながら、国の事務に差し支えないように慎重に検討するというふうな立場かと思います。

それから、あわせて、今後あらゆる事業で課金するのか、あるいは仕分をどうするのかというふうな御質問だと思います。このところについては、農林水産省からの指示に基づいて行う立入検査とか、それから、農林水産省からの要請に基づいて行う調査分析については、運営費交付金が措置されていますので、手数料の徴収等は行わないという扱いかと思います。

一方で、民間からの御依頼というところでの業務については、これはほかの分野でもあることですが、受益者負担の観点から有償化について検討するという形になろうかと思います。その部分について、受益者がいるのに国費を投入すべきか否かというような視点とお考えいただければと思います。

続きまして、「内部統制の充実・強化」ということで、特に情報漏えい事案の点について御指摘を頂いている部分です。小川委員からの御質問で具体的にどういう内容だったのでしょうかということでございます。さいたま本部での取扱いではありますけれども、事案の概要については御説明をいたしましたとおりですので、原因とかあった事柄について御説明申し上げていきたいと思いますが、A社に送るべきところにB社のものが含まれた形ということですが、複数の申請に係るファイルを同一のローカルフォルダに置いてあつたということと、それから、PDFファイルを送る際に2ページ目以降を確認していか

ったということ、それから、正式な施行文書と違って、少しサービス的な事柄であったために、照合のステップというのが、私ども、正式文書については複数人で照合するとかそういうことを行っていますが、こういったステップがなかったということです。このような、作業自体も課の中であってリスクがあるというところを認識できていなかつたという点がありましたので、起こつたのかなというふうに思います。

再発防止策についても先ほど評価書の方で御説明させていただいたところで、割愛させていただきます。

それから、同じ部分で松井委員から頂いている御意見ですね。バッグの紛失について、P Cが含まれておりましたので、グループウェアなどのクラウド管理を活用するはどうかという御意見でございます。基本的におっしゃっていただいているように、端末に情報を保存しないということが重要だというところでの御指摘かと思います。一つの方法として、クラウド上のストレージに保存するということが解決策として一つ有用な部分かなというふうに思いますが、現状、ランニングコストが多額であるということで、もう一方、クラウドに置くということは、設定を誤ったときに全てのファイルが公開状態になっていくこともありますので、その導入について様々な視点から慎重に検討させていただいているところでございます。

それから、「業務運営の改善」というところで西田委員から御意見を頂いているところです。組織改編などによりまして、個々の職員の士気が下がったり負担が増えたりすることがないようにということで、これもまた貴重な御意見かと思っております。職員のモチベーションの維持、向上というのが正におっしゃっていただいたとおり、組織の生命線と考えておりますので、職員の負担が増えないとかそういったところも注視しながら、業務の効率化というところで考えてまいりたいと思っております。

F A M I C 関係では、以上を御回答として御説明申し上げます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

続きまして、17番の方の回答を私の方からさせていただきたいと思います。

17番は小川委員からの御意見でして、資料 1 の評価書案の 5 ページにありますけれども、項目別調査ナンバーの横、この部分に資料のページを入れていただけないかというお話をございました。この部分は御意見のとおり、この部分にページ番号を入れることで、このページ自体が目次の役目になりますので、入れることで評価書の見やすさであるとか検索のしやすさが向上すると思いますので、今後、備考欄に該当するページを記載したいと考

えております。

続きまして、18番のところで御意見を頂いております。松井委員の方から、全ての評価は妥当であり、異議はございませんという御意見、西田委員の方からは、他の機関では代替できない、その上で間違えることができない対応で、多忙な業務に組織的に対応され、効率的に業務を遂行していることに敬意を表しますとも御意見を頂いておりますので、御紹介をさせていただきます。

以上、事前意見に対する回答でしたけれども、全体の報告につきまして、追加の御意見等がございましたら、お願ひいたします。

○池田委員 池田です。

業務経費について、一般管理費の削減について質問したのですけれども、内容が分かつたので、ありがとうございました。

2.4億円しかないところを3%削減していくというのは、随分大変だなというのが実感としてあるので、今後は別で、評価、削減と言いつつも、かなり難しそうな気持ちがするので、何か別の指標を考えてみたらどうかなと思いました。あと、評価資料の中でも水道光熱費のような削減で、電気代の削減に向けて皆さんのが全法人の活動として頑張って使用量を削減しようというところで、こういう経費を削減しようとしている動きが見えたので、そういうところも考慮したらどうかなと思いました。金額で見るとなかなか難しいと思うので、一応意見として言っておくだけです。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

FAMICの方から何かございますか。

○田熊企画調整部長 御指摘ありがとうございます。一般管理費3%については、そういうふうな決まりがあるので、これを満たすべく節約をしながら進めているという部分もあって、そういう記載をしているというところもありますが、正におっしゃっていただいているとおり、光熱費の高騰があった施設には、全職員で取り組んで、これを削減していったというふうな、実際の行動と削減の金額といったところが業務の実際の動きとしてありましたので、こういったところは当該年度の評価書、それから、2から6という今期の5か年間の期間には記載を入れさせていただいたところでございます。御指摘ありがとうございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございます。

このほか御意見等ございますでしょうか。

松井委員、お願いします。

○松井委員 最後の業務運営の改善ということで、木内理事長、ワントップで非常に大変な業務だと思うのですが、大学も同じような形で、例えば我々の大学でいきますと、総長がトップで全てマネジメントを含めてやっていくのですが、あわせてアメリカ等、北米関係でいくと、プロボスト化でいわゆるナンバーツーじゃないですけれども、組織内をどう組み立てていくか、あるいは意見等も含めて、研究も含めて、プロボストにまず意見を上げて、そして、そこで一度練った上でトップに持っていく。何が言いたいかというと、トップの方は外を見て、プロボストは中を見るというか、その辺で業務というか、ここでいえば業務運営の改善、そういったところに向けていくという流れもあるのかなと思います。理事長が結局、外を見て、中も見てというのはなかなか大変なので、そういった内部的なところの吸い上げも含めて、組織も、先ほどプロボストの話をしましたけれども、その辺も見ていただいて、そういったものが効率化に向けていい方向に行くのか、途中ありましたけれども、内部の方々の士気が上がるような運営もあるのかなという気もしました。すみません。これは全然、もともとの業務体制に対しての文句ではなくて、将来的なところの側面ということでございます。

○木内理事長 ありがとうございます。おっしゃるとおりで、自分もトップのリーダーシップという言葉がいろんなところで出て、やらなければいけないというところがあるのですけれども、現実はどうしても守りに入ってしまうというんですか、例えば目標で財務省から自己収入を増やし、人件費を減らしてできるだけ効率的にやりなさいと、余り税金をかけずに自分たちで立っていけるような組織にしていきなさいという話があると、どうしても組織内での対応に精いっぱいで、今、松井委員がおっしゃったような、外を見るというんですかね、ほかのところはどういうことをやっているんだろうかとか、そちらの方への力を振り向けることが余りなかったなど自分では反省しております。

今おっしゃった御意見、いろんな例も含めて、外に向けて、いろんな関係も強化しながらやっていくということも心がけていきたいと思います。ありがとうございました。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

このほか御意見等ございますでしょうか。

それでは、ないようでしたら、最後にFAMICの令和6年度の業務実績及び主務省令期間の効率化に関する評価につきまして、農林水産省としての総合評定の結果について御説明させていただきたいと思います。

こちらについては、望月総務課長からお願ひいたします。

○望月総務課長 それでは、令和6年度の総合評定というところでございます。資料1の4ページ目と5ページ目を御覧いただければと思います。4ページ目、5ページ目、ここが総合評定の欄になっております。特に5ページ目を見ていただきたいと思うのですが、5ページ目に全体をまとめた表がございます。左側の方は正に国民に対して提供するサービス、その他の業務の質の向上に関する事項ということで今まで議論していただきました。令和6年度については、Aが3項目、Bが4項目という評価に中項目としてはなっているということです。また、右側、業務運営の効率化に関する事項ということでございまして、こちらのものにつきましても、Aが2項目、Bが11項目という形で今まで議論を頂いてきたということでございます。これは全体に整理して、決められた計算式で計算すると、全体としては、4ページ目にありますとおり、評価Bという形になりますので、総合評定についてはBと評価することが適當というふうに考えております。

また、資料2の方に主務省令期間ということで5年間における効率化に関する事項の評価というのがこちらにも同様に記載されております。これは先ほど高畠から説明させていただきましたとおり、四つの中項目の評価が全てBという評価になっておりますので、これも総合評定についてはBと評価することが適當というふうに考えております。

以上でございます。

○高畠総務課課長補佐 ありがとうございました。

この総合評定につきまして、委員の皆様から御意見等がございましたら、お願ひいたします。

よろしいでしょうか。

それでは、全体を通しまして一通り御意見を頂きまして、ありがとうございました。

それでは、最後に、FAMIC理事長の方から皆様の御意見等を踏まえた挨拶を頂きまして、閉会にさせていただきたいと思います。

木内理事長、よろしくお願ひします。

○木内理事長 今日は長時間ありがとうございました。

本当に膨大な資料で、専門的な言葉とか略語とかが飛び交って、委員の先生方にはストレスだったかと思いますけれども、貴重な御意見、御質問を頂きありがとうございました。

特に今年は5年に一度の効率化にかかる評価も入りましたので、詰め込みが多かったかと思います。

今日頂いた御意見ですが、最後に松井委員から頂いたプロボストの話についても、反省するところがありまして、守りに入っちゃいけないと思っているところであります。また、小川委員から頂きました、職員にストレスのない、モチベーションにつながる、そういうふた職場の雰囲気というのを作らなきやいけないと改めて考えております。

先ほども申し上げましたけれども、理事長のリーダーシップ、これは当たり前ですけれども、組織を動かしたり支えているのは職員ですから、職員がどれだけモチベーション、組織に対するエンゲージメント、FAMICに対する愛着というのが湧くかどうか、これがやっぱり大事かなと思って心がけております。

例えば今日、唯一C評価の情報漏えいの件については、あってはならないということで常に職員に繰り返し注意喚起とか手順の確認とかしてもらっているのですけれども、ただ厳しくやればいいのかどうか。逆に風通し良い職場で、何かヒューマンエラーが起こったときにはぱっとみんなに共有して、その後の対処をきちんとやれる、そういう雰囲気づくりといいますか、心理的安全性、そういったところもしっかりと維持していくかなければいけないなというふうに思っております。

今日の委員の先生方の、FAMICをいろいろと応援してくださる言葉を聞きながら、FAMICの認知度をさらに高めて世の中に貢献することが求められていると感じました。事業者の方がいろんな事業をする上で、気を付けなければならないこと、それが科学的に裏打ちされたFAMICから発信される情報を基に認識していただけるようになれば、世の中にさらに役に立つかなと思って聞いておりました。

本日は本当に長時間ありがとうございました。これからもしっかりとやっていきたいと思います。

○高畠総務課課長補佐 木内理事長、ありがとうございました。

それでは、今回の会議では、評価書につきましては、案として提示させていただいたところですけれども、皆様の御意見等を踏まえまして、一部追記等させてもらうところがございますので、その点は御了承いただきたいと思います。

以上、本日の予定は全て終了いたしましたけれども、本日の議事録につきましては、出来上がり次第、皆様に御確認を頂いた上で、農林水産省のホームページに掲示させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、以上をもちまして、農林水産省独立行政法人評価有識者会議農林水産消費安全技術センター部会を閉会させていただきたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、長時間にわたり貴重な御意見を頂きまして、ありがとうございました。

午後4時06分 閉会